

# 1 募集のあらまし

県営住宅の募集は、①新築住宅への新規入居者を定めるためのものと、②転居等の理由で空家になった場合にその住宅への入居者を定めるものがあります。

県営住宅への申込みをされる場合、収入基準、同居親族、住宅の困窮等の資格要件がありますので、この「申込みのしおり」をよく読んでお申し込みください。

なお、募集する住宅、受付機関などについては、別冊「県営住宅募集一覧」をご覧ください。

# 2 申 込 方 法

所定の封筒に「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」を入れて、応募する住宅の受付機関に次のことに注意して郵送又は持参してください。

- 1 申込みは、1世帯につき1戸のみ申し込むことができます。**2戸以上申し込まれると、全ての申込みが無効となります。**
- 2 「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」の「住所」「氏名」欄は、確実に郵便が届くように記入してください。また、「連絡電話」欄も必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。
- 3 「**入居資格本審査に必要な書類**」(4ページ参照)は、入居資格本審査日において入居候補者及び補欠順位者に提出していただく書類となりますので、**申込みの段階では必要ありません。**